

組合制度概要 2

組合の種類	商工組合	協業組合	商店街振興組合	環境衛生同業組合	株式会社 (有限会社)
組合の内容					
目的	組合員の事業の改善発達、経営の安定合理化	組合員の事業を統合、規模を適正化し生産性向上、共同利益の増進	商店街の地域の環境整備	組合員の事業の環境衛生の水準を向上、資格事業の改善	利益追求
性格	人的結合体	人的結合体	人的結合体	人的結合体	物的結合体 (人的・物的結合体)
事業	指導調査、調査研究、共同経済事業（出資組合のみ）	組合員の事業を統合、関連事業、付帯事業	商店街の環境整備、共同経済事業	環境衛生の適正化事業、指導、検査事業、その他	定款に掲げる事業
設立要件	1 都道府県以上の区域を地区として地区内で資格事業を行うものの2分の1以上が加入すること	4人以上の事業者が参加すること	1 都道府県以上の区域を地区として商業又はサービス業を営む事業者の30人以上が近接してその事業を営むこと	都道府県ごとに1個の組合。資格事業者の3分の2以上が加入すること	資本金は1千万円以上 (300万円以上)
組合員資格	地区内において資格事業者を営む中小企業者及び定款に定めたときは3分の1未満の中小企業者以外の者	中小企業者（組合員の指定相続人を含む）及び定款で定めたときは4分の1以内の中小企業者以外の者	地区内で商業又はサービス業を営むもの。定款で定めたときはこれ以外の者	地区内において資格事業を営む者	無制限
責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任	有限責任
登記人数	4人以上	4人以上	7人以上	20人以上	1人
加入	自由	総会の承諾が必要	自由	自由	株式の公開・増資割り当てによる
任意脱退	自由	持分譲渡による	自由	自由	株式の公開・増資割り当てによる
組合員比率	ない	ない	ない	ない	ない
従事比率	ない	ない	ない	ない	ない
1 組合員の 出資限度	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	100分の50 (中小企業者でない者全員の出資総額は100分の50未満) 100分の25	100分の25	100分の25 (合併・脱退の場合100分の35)	ない
議決権	平等（1人1票）	平等（但し定款で定めるときは出資比例の議決権も可）	平等（1人1票）	平等（1人1票）	出資例（1株1票） (定款で別段の定め可)
員外利用制度	共同経済事業のみ適用、原則として組合員の利用分量の100分の20まで		組合員の利用分量の100分の20まで	組合員の利用分量の100分の20まで	ない
配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	定款で定めるときを除き出資配当	利用分量配当及び1割までの出資配当	年2割までの出資配当及び事業従事の程度による配当	出資配当 (定款で別段の定め可)
根拠	中小企業団体の組織に関する法律 (制定：昭和33年)		商店街振興組合法 (制定：昭和37年)	環境衛生関係営業の運営の適正化に関する法律 (制定：昭和32年)	商法